

名古屋市総合リハビリテーションセンター
指定管理者募集要項

平成26年 5月

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者募集要項目次

第1章 総則

1 設置目的	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者の指定の予定期間	3

第2章 管理の基準

4 指定管理者が行う業務の範囲	3
5 管理業務に付帯する事業	9
6 管理業務及び付帯事業以外の事業	13
7 管理の基準	13
8 災害・事故への対応	17
9 名古屋市と指定管理者の責任分担	19

第3章 指定管理者の選定

10 募集及び選定の方式	19
11 選定委員会の設置	19
12 選定委員会の構成	20
13 選定基準	20
14 指定管理者の選定	20
15 選定結果の通知及び公表	21
16 選定のスケジュール（予定）	21

第4章 応募に関する事項

17 選定に参加する者に必要な資格	21
18 応募にあたっての留意事項	22
19 募集の手続	23
20 応募書類	25

第5章 経理

21	指定管理料	25
22	付帯事業にかかる委託料	26
23	精算	28
24	管理業務及び付帯事業以外の事業に係る収入	28
25	指定管理料等の変更・返還	28
26	管理口座	28

第6章 その他

27	引継業務	29
28	管理運営状況の点検・評価	29
29	監査	29
30	その他	29
31	事務局	31

○	名古屋市総合リハビリテーションセンターの今後のあり方について	32
○	管理業務及び付帯事業に関する職員配置の基準	33
○	名古屋市と指定管理者の責任分担の基本的な考え方	42
○	名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者評価基準	45
○	応募書類一覧表	48
○	平成26年度の予算に基づく参考試算額（概算）及び平成22年度から平成24年度までの事業実績	52
○	契約上限金額及び平成22年度から平成24年度までの事業実績	57

別記様式 1	名古屋市総合リハビリテーションセンター現地説明会参加 申込書	60
別記様式 2	名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者応募 にかかる質問書	61

名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者募集要項

名古屋市では、相談から医療、訓練を経て社会復帰に至るまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供する「リハビリテーションセンター」と、障害者や高齢者にスポーツ活動の場を提供する「福祉スポーツセンター」からなる「総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）」について、平成17年 4月 1日から指定管理者による管理運営制度を導入しています。

このたび、平成27年 4月 1日から指定期間の更新を行うにあたり、名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、指定管理者を次のとおり募集します。（指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体のことです。）

第 1 章 総則

1 設置目的

センターは、障害者に対し、その社会的自立の促進を目的とした専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うとともに、障害者や高齢者に対し、スポーツ活動の場を提供することにより、その心身の健康の保持及び増進に寄与するために設置された施設です。

また、リハビリテーションの専門機関として、さらなる専門性の向上を図るとともに、知識・技術の普及啓発をはじめとした地域支援体制の整備やリハビリテーション情報の提供などリハビリテーションを実施する他の医療機関等関係機関との連携強化が求められています。

2 施設の概要

- (1) 所在地 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2
- (2) 敷地面積 13,492㎡
- (3) 主な構成施設

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

年法律第 123号) 第 5条第11項に規定する障害者支援施設

イ 医療法(昭和23年法律第 205号) 第 1条の 5第 1項に規定する病院

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号) 第31条に規定する身体障害者福祉センター

エ 身体障害者福祉法第32条に規定する補装具製作施設

オ 介護保険法(平成 9年法律第 123号) 第 8条第 8項に規定する通所リハビリテーションを実施する施設

(4) 施設概要

ア リハビリテーションセンター棟

建物構造	鉄筋コンクリート造、地下 1階地上 4階
延床面積	11,576㎡
施設内容	(ア) 地下 1階 就労支援室、歯科診察室、厨房、栄養相談室、機械室、中央監視室 (イ) 地上 1階 診察室(リハビリテーション科・整形外科・循環器内科・神経内科・内科・耳鼻いんこう科・眼科)、処置室、化学療法室、検査室(血液生化学・生理・神経生理・脳波聴力・電気生理)、画像診断室(一般撮影・X線TV・MRI・ポジトロンCT・骨密度測定)、療法室(理学・作業)、義肢装具室、相談室、薬局、医事・会計室、守衛室、地域医師会室、事務室(名古屋市身体障害者更生相談所(以下「身更相」という。)を含む。) (ウ) 地上 2階 病棟(病室、ナースステーション、手術室、中央材料室)、視覚支援室、心理判定室、言語訓練室 など (エ) 地上 3階 障害者支援施設(居室、医務室、生活実習室、支援員室など)

施設内容 (続き)	(㍔) 地上 4階 大研修室、会議室、図書室、企画研究室、情報管理室、事務室 など
--------------	--

イ 福祉スポーツセンター棟

建物構造	鉄筋コンクリート造、地下 1階地上 1階
延床面積	1,997㎡
施設内容	(㍕) 地下 1階 多目的ホール、トレーニング室、料理実習室、会議室、和室、事務室 など (イ) 地上 1階 体育館

ウ 通所リハビリテーション棟

建物構造	軽量鉄骨ブレース構造、地上 1階
延床面積	348㎡
施設内容	事務室、相談室、待合・談話室、訓練室

エ その他施設

地下駐車場 (25台)、屋外駐車場 (81台)

3 指定管理者の指定の予定期間

10年間 (平成27年 4月 1日から平成37年 3月31日まで)

第2章 管理の基準

4 指定管理者が行う業務 (以下「管理業務」という。) の範囲

(別添「管理業務の仕様書」を参照してください。また、事業計画書の作成にあたっては、関係法令、条例及び名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則 (平成元年名古屋市規則第91号。以下「施行細則」という。) を始めとする諸規程を十分確認してください。)

(1) センターの事業運営に関すること。

障害者へのリハビリテーションとして、以下のアからサまでの事業を総合

的に一貫して実施していただきます。

ア 障害者支援施設の運営業務

(ア) 施設入所支援

施設入所支援において、定員及び障害福祉サービス給付費として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

定員：50名（ 2人部屋： 1室、 4人部屋：12室）

障害福祉サービス給付費
施設入所支援サービス費（区分2以下～区分6）
入所時特別支援加算
夜勤職員配置夜勤体制加算
入院・外泊時加算（Ⅰ）
入院・外泊時加算（Ⅱ）

(イ) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）において、定員及び障害福祉サービス給付費として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

定員：40名（視覚障害者への訓練：10名を含む。）

障害福祉サービス給付費
機能訓練サービス費（Ⅰ）
機能訓練サービス費（Ⅱ）（1） 1時間未満
機能訓練サービス費（Ⅱ）（2） 1時間以上
機能訓練サービス費（Ⅱ）（3） 視覚障害者に対する専門的訓練 （※ 視覚障害者への訓練として実施）
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
初期加算
欠席時対応加算
リハビリテーション加算
食事提供体制加算
利用者負担上限額管理加算

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）において、定員及び障害福祉サービス給付費と

して算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

定員：11名

障害福祉サービス給付費
生活訓練サービス費（Ⅰ）
生活訓練サービス費（Ⅱ）（1） 1時間未満
生活訓練サービス費（Ⅱ）（2） 1時間以上
福祉専門職員配置等加算
初期加算
欠席時対応加算
食事提供体制加算
利用者負担上限額管理加算

（エ） 就労移行支援

就労移行支援において、定員及び障害福祉サービス給付費として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

定員：40名

障害福祉サービス給付費
就労移行支援サービス費（Ⅰ）
就労移行支援体制加算
福祉専門職員配置等加算
初期加算
欠席時対応加算
就労支援関係研修修了加算
移行準備支援体制加算
食事提供体制加算
利用者負担上限額管理加算

イ 附属病院の運営業務

（ア） 業務内容

外来診療、入院診療、臨床検査、画像検査、看護業務、訓練（理学療法、作業療法、言語聴覚、心理療法）、医療ソーシャルワーク、薬剤業務（調剤、服薬指導等）、その他の医療及び医療関連行為に関する業務

(イ) 病床数

一般病床：80床（個室：8室、2人部屋：1室、4人部屋：7室、6人部屋：7室）

※ 病床数の提案は求めませんが、今後、名古屋市と指定管理者との協議により、病床数が変更となる可能性があります。

(ウ) 診療科

附属病院において、施行細則に定められている診療科は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

診療科
リハビリテーション科（※）、整形外科（※）、循環器内科（※）、神経内科（※）、放射線科（※）、内科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、眼科、歯科、泌尿器科、精神科

なお、上表において ※ のある診療科は、必ず設置していただきます。

(エ) 施設基準

附属病院において、施設基準として届出している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

施設基準
一般病棟入院基本料 15対 1入院基本料
看護配置加算
看護補助加算 1
重症者等療養環境特別加算
感染防止対策加算 2
救急搬送患者地域連携受入加算
入院時食事療養（Ⅰ）
糖尿病合併症管理料
外来リハビリテーション診療料
地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）
薬剤管理指導料
時間内歩行試験
ヘッドアップティルト試験

施設基準（続き）
神経学的検査
画像診断管理加算 1
画像診断管理加算 2
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影
C T 撮影及びMR I 撮影
冠動脈C T 撮影加算
外来化学療法加算 2
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
医科点数表第 2 章第10部手術の通則 5及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4を含む。）に掲げる手術
クラウン・ブリッジ維持管理料

ウ 介護保険サービスに関すること

(ア) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションにおいて、定員及び介護給付費等として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

定員：80名（午前の部：40名、午後の部：40名）

介護給付費
通所リハビリテーション費（要介護 1～5）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
個別リハビリテーション実施加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月以内）
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月超 3月以内）
リハビリテーションマネジメント加算
訪問指導等加算

介護予防給付費
介護予防通所リハビリテーション費（要支援１、２）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
運動器機能向上加算
事業所評価加算

(イ) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションにおいて、介護給付費等として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

介護給付費
訪問リハビリテーション費
サービス提供体制強化加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月以内）
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月超 3月以内）
訪問介護連携加算

介護予防給付費
介護予防訪問リハビリテーション費
サービス提供体制強化加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要支援認定日から 3月以内）
訪問介護連携加算

(ウ) 居宅介護支援

エ 補装具の製作及び修理並びに福祉用具の開発

オ 障害者のリハビリテーションに関する調査、研究並びに情報の収集及び提供

カ 高次脳機能障害支援に関すること

キ 地域リハビリテーションに関すること

ク 介助犬・聴導犬の相談・認定に関すること

ケ 福祉スポーツセンター（身体障害者福祉センター）の運営業務

コ 高齢者スポーツに関すること

サ その他障害者支援に関すること

- (2) センターの使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の徴収等に関すること。

条例並びに施行細則に定める使用料等については、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）に定める手続きにより徴収、管理していただきます。

- (3) センターの維持管理及び修繕に関すること。

施設の保守管理（原形を変ずる修繕及び模様替又は 1件1,000万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える修繕を除く。）、物品の保守管理（1件1,000万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える更新、新規購入を除く。）を始め、施設における会計管理、安全管理、衛生管理、情報管理及び苦情処理（第三者委員等の設置を含む。）を適切に実施していただきます。

- (4) 避難所の開設及び運営に関すること。

災害発生時、名古屋市からの要請に応じ、名古屋市地域防災計画に基づき避難所の開設、管理・運営に協力していただきます。

- (5) 災害医療活動に関すること。

災害発生時、名古屋市の指示に従い、名古屋市地域防災計画に基づく医療救護班としての役割を果たしていただきます。

- (6) その他センターの管理運営に必要な業務に関すること。

5 管理業務に付帯する事業（以下「付帯事業」という。）

指定管理者は、身体機能の低下した障害者や高齢者の自立を支援するとともに介護者の負担軽減を図るための事業、また身近な地域で身体機能の維持・回復及び社会復帰のためのリハビリテーションを行う事業として、前項に規定する管理業務と併せて、付帯事業として以下の業務を実施していただきます。

なお、付帯事業の実施にあたっては、名古屋市と指定管理者の間で、毎年度業務委託契約を締結することとします。

また、指定管理者は名古屋市との協議により、付帯事業を追加することがで

きるものとします。(詳細は、別添「指定管理に係る付帯事業の仕様書」を参照してください。また、事業計画書の作成にあたっては、関係法令を始めとする諸規程を十分確認ください。)

- (1) なごや福祉用具プラザ事業の実施（以下「プラザ事業」という。）に関すること。

＜プラザ事業の概要＞

ア 事業目的

身体機能の低下した障害者や高齢者の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の普及と介護知識、介護技術の普及を図ることを目的として実施する。

イ 実施場所 名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1
御器所ステーションビル 3階

ウ 実施場所の名称 なごや福祉用具プラザ

エ 延床面積 1,073㎡

オ 施設概要 展示・相談エリア、研修室、モデル住宅

カ 主な事業内容

- (ア) 福祉用具の展示
- (イ) 福祉用具、介護等に関する相談
- (ウ) 介護実習、研修会の開催
- (エ) 福祉用具の製作・改造・修理
- (オ) 福祉用具、介護技術等に関する情報の収集・提供
- (カ) 福祉用具のリサイクル情報の収集・提供
- (キ) 福祉用具、介護知識・技術等の普及・啓発
- (ク) なごや福祉用具プラザ利用者の福祉用具入手にかかる利便提供
- (ケ) 福祉用具（補装具等）の選定に関する身更相への協力
- (コ) 家族介護者教室の開催
- (サ) 高齢者住宅改修相談事業
- (シ) その他プラザ事業に必要な業務に関すること

- (2) 西部リハビリテーション事業所の運営（以下「西部リハビリ事業」という。）に関すること。

＜西部リハビリ事業の概要＞

ア 事業目的

急性期の治療や機能回復訓練を終えた脳血管疾患などによる障害者等を対象に、身近な地域で、身体機能の維持・回復及び社会復帰のためのリハビリテーションを行うことを目的として実施する。

イ 実施場所 名古屋市中村区烏森町 6丁目 298番地

ウ 実施場所の名称 西部リハビリテーション事業所

エ 延床面積 479㎡

オ 施設概要 診療所（診察室、処置室、理学療法室、作業療法室）、通所リハビリテーション室、居宅介護支援事業所

カ 診療科 リハビリテーション科

キ 主な事業内容

(ア) 診療所（診療・訓練）

診療所において、施設基準として届出している事項は以下の通りです。

（平成26年 3月末現在）

施設基準
明細書発行体制等加算
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
外来リハビリテーション診療料

(イ) 介護保険サービスに関すること

a. 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションにおいて、介護給付費等として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

介護給付費
通所リハビリテーション費（要介護1～5）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
個別リハビリテーション実施加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月以内）

介護給付費（続き）
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月超 3月以内）
リハビリテーションマネジメント加算
訪問指導等加算

介護予防給付費
介護予防通所リハビリテーション費（要支援 1、2）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
運動器機能向上加算
事業所評価加算

b. 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションにおいて、介護給付費等として算定している事項は以下の通りです。（平成26年 3月末現在）

介護給付費
訪問リハビリテーション費
サービス提供体制強化加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月以内）
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要介護認定日から 1月超 3月以内）
訪問介護連携加算

介護予防給付費
介護予防訪問リハビリテーション費
サービス提供体制強化加算
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所日又は要支援認定日から 3月以内）
訪問介護連携加算

c. 居宅介護支援

- (ウ) その他西部リハビリ事業に必要な業務に関すること
- (3) 付帯事業に係る使用料等の収受に関すること。
- (4) 付帯事業を実施する建物の維持管理及び修繕に関すること。

事業運営に必要な改修、物品の保守管理（1件 250万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える更新、新規購入を除く。）を始め、会計管理、安全管理、衛生管理、情報管理及び苦情処理（第三者委員等の設置を含む。）を適切に実施していただきます。

- (5) その他付帯事業の実施に必要な業務に関すること。

6 管理業務及び付帯事業以外の事業

事前に名古屋市の承認を得た場合、指定管理者は管理業務及び付帯事業以外の事業を実施することができます。ただし、当該事業のために使用する部分の土地及び建物については、名古屋市の目的外使用許可及び使用料が必要となり、当該事業の実施に係る費用はすべて指定管理者が負担することとします。

7 管理の基準

(1) 関係法令の遵守等

指定管理者は、条例等関係法令を遵守していただくとともに、センターの設置目的に沿った管理運営を行っていただきます。

また、センターの設置から25年以上が経過したことによる様々な変化に対応するため、平成24年度に今後のセンターのあり方をまとめました（32ページ参照）。このあり方も十分踏まえた上で管理運営を行っていただきます。

(2) 開館時間等

管理業務及び付帯事業において各事業を行う時間は、下表のとおりとします。なお、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を指します。

事 業			時 間
管理 業務	リハビリテーションセンター	診療、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション	午前 9時から 午後 4時まで

事 業			時 間
管理 業務	リハビリテー ションセンタ ー（続き）	居宅介護支援	午前 9時から 午後 5時まで
		施設入所支援、入院	常時
		上記以外の事業	午前 9時から 午後 5時15分まで
	福祉スポーツ センター	トレーニング室	午前 9時から 午後 4時30分まで
		トレーニング室以外の施設	午前 9時から 午後 9時まで
		日曜日及び休日	午前 9時から 午後 4時30分まで
付帯 事業	なごや福祉用具プラザ		午前10時から 午後 6時まで
	西部リハビリ テーション事 業所	診療	午前 9時から 午後 4時まで
		通所リハビリテーション	午前 9時から 午後 4時30分まで
		訪問リハビリテーション	午後 4時から 午後 5時まで
		居宅介護支援	午前 9時から 午後 4時45分まで

(3) 休業日

管理業務及び付帯事業における各事業の休業日は、下表のとおりとします。

事 業		休業日
管理 業務	リハビリテーションセンター（入院又は入所している者に関する事務を除く事務）	ア 日曜日、土曜日及び休日 イ 1月 2日、同月 3日及び 12月29日から同月31日まで
	福祉スポーツセンター	ア 日曜日及び休日（トレーニング室に限る。）

事 業		休業日
管理 業務	福祉スポーツセンター（続き）	イ 1月 2日、同月 3日及び 12月29日から同月31日まで
付帯 事業	なごや福祉用具プラザ	ア 月曜日及び休日（ただし 月曜日が休日の場合は、別 に定める日）
		イ 1月 2日、同月 3日及び 12月29日から同月31日まで
	西部リハビリテーション事業所	ア 日曜日、土曜日及び休日 イ 1月 2日、同月 3日及び 12月29日から同月31日まで

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条の規定に基づき、名古屋市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

また、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(5) 再委託の禁止

指定管理者は、管理業務及び付帯事業の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、以下については、この限りではありませんが、再委託を行う場合、再委託先の団体等の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担するものとします。

ア 管理業務

(ア) 施設、設備及び備品の運転、維持及び保守管理業務

(イ) 施設の警備及び清掃等、人及び建物の安全、清潔を保持するための業務

(ウ) 寝具及び被服等のリース及びクリーニング等の業務

- (エ) コンピュータシステムに関する業務
- (オ) 人及び物品等の移送、車両の運行等に関する業務
- (カ) 使用料等の請求・徴収並びに管理に関する業務
- (キ) 診療報酬の請求に関する業務
- (ク) 診療補助業務
- (ケ) 受付、案内業務
- (コ) 専門的知識、技術を要する検査、評価及びその解析の業務
- (サ) 広報、啓発、調査、研究及び各種催事等により一時的に発生する事務に関する業務
- (シ) この他 (ア) から (サ) までに規定する業務に類する業務で名古屋市が再委託を承認した業務

イ 付帯事業（プラザ事業）

- (ア) 福祉用具入手にかかる利便提供に関する業務
- (イ) 福祉用具のリサイクル情報の収集・提供に関する業務
- (ウ) コンピュータシステムに関する業務
- (エ) 施設、設備及び備品の運転、維持及び保守管理業務
- (オ) 施設内の安全、防犯、清潔を保持する業務
- (カ) 人及び物品等の移送、車両の運行等に関する業務
- (キ) 専門的知識、技術を要する検査・評価、解析及び機器の製作・修理等の業務
- (ク) 広報・啓発、調査・研究及び各種催事等により一時的に発生する事務に関する業務
- (ケ) この他 (ア) から (ク) までに規定する業務に類する業務で名古屋市が再委託を承認した業務

ウ 付帯事業（西部リハビリ事業）

- (ア) コンピュータシステムに関する業務
- (イ) 施設、設備及び備品の運転、維持及び保守管理業務
- (ウ) 施設内の安全、防犯、清潔を保持する業務
- (エ) 人及び物品等の移送、車両の運行等に関する業務
- (オ) 使用料等の請求・収受並びに管理に関する業務

- (カ) 診療報酬の請求に関する業務
- (キ) 診療補助業務
- (ク) 介護報酬の請求・徴収並びに管理に関する業務
- (ケ) 受付、案内業務
- (コ) 専門的知識、技術を要する検査・評価、解析及び機器の製作・修理等の業務
- (サ) 広報・啓発、調査・研究及び各種催事等により一時的に発生する事務に関する業務
- (シ) この他 (ア) から (サ) までに規定する業務に類する業務で名古屋市が再委託を承認した業務

(6) 職員配置基準

ア 管理業務及び付帯事業に関する職員配置の基準については、33ページから41ページまでのとおりです。

イ センターの高度な専門性などを維持・確保するとともに、名古屋市の障害者施策と極めて密接な関係性を有し、また施策の推進・拡充を図るための一翼を担う中核施設として、以下の職種においては名古屋市からの派遣職員を基本とします。ただし、名古屋市との協議により、同等の機能が維持されるとの承認が得られた場合には、その職種に指定管理者の職員を充てることができます。

また、指定管理期間内において、名古屋市の職員配置の事情により、名古屋市からの派遣職員を引き上げる場合があります。

<名古屋市からの派遣職員>

副センター長（1名）、医師（4名、附属病院）、看護師（1名、附属病院）、管理部門の責任者（1名、身体障害者福祉センター）

8 災害・事故への対応

(1) 災害への対応

ア 指定管理者は、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、名古屋市や警察署、消防署、医療機関等の関係機関（以下「関係機関」という。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うものとします。

イ 指定管理者は、災害が発生又は発生する恐れがある場合、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立するとともに、利用者の安全確保・避難所誘導及び施設の保全・復旧作業を行うものとします。

また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め、直ちに名古屋市へ報告するほか、関係機関や地域団体等と協力して対応にあたってください。

ウ 管理業務において、指定管理者は別途締結する協定に基づき、名古屋市からの要請により避難所の開設、管理・運営に協力するものとします。また、必要に応じ医療救護班を編成し、応急救急手当などの医療救護活動を行うものとします。

(2) 事故等への対応

ア 指定管理者は、事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修等を実施していただきます。

また、名古屋市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うものとします。

イ 指定管理者は、事故、感染等が発生した場合、利用者の安心安全を第一に、応急措置等迅速な対応を行うとともに、直ちに名古屋市に報告し、名古屋市と協力して原因究明にあたってください。

(3) 災害・事故に対する名古屋市の指導等

名古屋市は、(1)及び(2)が着実に実施されるよう、指定管理者を指導・監督するものとします。また、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとします。

9 名古屋市と指定管理者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

責任分担の基本的な考え方は、42ページから44ページまでのとおりです。

(2) 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者が損害賠償責任を負うものとします。また、これにより発生した損害について、名古屋市が第三者に対し賠償を行った場合は、名古屋市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は、損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講ずるものとします。

(4) 当事者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合の対応

自然災害等の不可抗力など、名古屋市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により管理運営上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、名古屋市と指定管理者の協議により、業務継続の可否や費用負担等を決定するものとします。

第3章 指定管理者の選定

10 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

11 選定委員会の設置

施行細則第34条に基づいて設置される「名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、選定基準等の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて応募書類の審査等を行い、指定管理者の候補者を選定します。

12 選定委員会の構成

委員名	役職等
加藤 義人	三菱 UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部名古屋本部 副本部長
鬼頭 容子	愛知県弁護士会 弁護士
猪田 邦雄	中部大学 特任教授
大曾根 寛	放送大学 教授
伊藤 葉子	中京大学 准教授

※ 委員と利害関係のある法人が応募した場合は、当該委員を選定委員会から除きます。

13 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、条例第12条第 3項に定める選定の基準に照らし、事業計画書その他応募書類の内容により、プレゼンテーションを行い、45ページから47ページまでの評価基準により総合的に行います。

なお、名古屋市の定める最低基準点を満たさない法人は、指定管理者の候補者として選定されません。

14 指定管理者の選定

名古屋市では選定委員会での審議の結果をもとに、指定管理者の候補者及び次点候補者の選定を行います。

候補者は、名古屋市との協議が整った後、名古屋市会の議決を経て、指定管理者として正式に指定されます。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とする事ができるものとします。

15 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、選定結果については、指定管理者の候補者を選定した後に、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。公表する内容は、① 選定委員会の開催日時、② 選定委員会の委員、③ 候補者及び次点候補者として選定された法人、④ 応募者の名称、⑤ 審議の経過、⑥ 各申請法人の総得点及び募集要項で記載した評価項目、評価基準ごとの得点内訳とします。

16 選定のスケジュール（予定）

内 容	時 期
1 募集の周知及び募集要項の配布	平成26年 5月 9日
2 現地説明会の希望受付	5月12日～ 5月16日
3 現地説明会	5月21日
4 質問の受付	5月22日～ 6月 5日
5 質問の回答	6月12日
6 応募書類の受付	5月12日～ 7月14日
7 選定委員会の開催 (プレゼンテーション)	7月下旬～ 8月上旬
8 選定結果の通知及び指定管理者の候補者の公表	8月上旬
9 指定管理者の指定	10月上旬
10 協定締結及び業務契約（付帯事業）	平成27年 4月 1日

第4章 応募に関する事項

17 選定に参加する者に必要な資格

社会福祉法人であって、次の要件を満たすこと。なお、複数の法人により構成されるコンソーシアム（共同事業体）での応募はできません。

(1) 破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税又は所得税、法人市町村税又は市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法第 244条の 2第11項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。
- (9) 障害者の法定雇用率を達成している法人であること。
- (10) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者が排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定を取り消します。

18 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、本募集要項及び管理業務の仕様書並びに付帯事業の仕様書の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出するものとします。

(2) 接触の禁止

選定委員及び名古屋市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(3) 重複提案の禁止

応募 1法人につき提案は 1案とします。複数の提案はできません。また、単独で申請した法人が他のグループの構成員となることもできません。

(4) 提案内容変更の禁止

応募書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載の禁止

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合に全部または一部を公表します。なお、情報公開請求があった場合は、選定された法人については名古屋市個人情報保護条例第 2条第 1号に定める個人情報を除きすべて公開となります。

(9) 追加書類の提出

名古屋市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

(10) 資料の目的外使用の禁止

名古屋市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的でを使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、名古屋市の了承を得ることなく、第三者に対しこれを使用させること、または内容を提示することを禁じます。

19 募集の手続

(1) 現地説明会

募集要項の内容に関する現地説明会を次のとおり設けます。希望される法

人につきましては、5月16日（金）の午後 5時30分までに参加申込書（別記様式 1）に必要事項を記入の上、郵送（必着）、ファックス又は電子メールでお申し込みください。

- ・開催日時 平成26年 5月21日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 総合リハビリテーションセンター
- ・参加人数 1法人につき 5名以内

(2) 質問の受付と回答

質問は、現地説明会に際しては受け付けません。次のとおり文書等による質疑応答をいたします。

ア 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 平成26年 5月22日（木）から平成26年 6月 5日（木）まで
- ・受付方法 質問書（別記様式 2）に記入の上、郵送（必着）、ファックス又は電子メールでご提出ください。

イ 質問の回答

質問に対する回答は、原則として現地説明会に参加した全法人に郵送、ファックス又は電子メールで行います。（回答予定日 平成26年 6月12日（木））

(3) 応募書類の受付

応募書類の受付は、次のとおり行います。

- ・受付期間 平成26年 5月12日（月）から平成26年 7月14日（月）まで
日曜日、土曜日を除く、午前 8時45分から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）
- ・受付方法 事務局あてに直接持参してください。

(4) 応募書類の作成

応募書類は、製本して10部、ご提出ください。

証明等原本が必要なものは、原本を 1部、のこり 9部はその写しをご提出ください。

20 応募書類

48ページから51ページまでの一覧表のとおりです。

第5章 経理

21 指定管理料

(1) 管理業務に必要な経費

指定管理者が10年間の管理業務に必要とする金額の提案を求めます。なお、指定管理料は、名古屋市と協議の上、毎年度締結する年度協定により定めるものとします。その額は、原則として指定管理者の提案額を上限とし、「25 指定管理料等の変更・返還」の場合を除き、増額は認められません。

(2) 指定管理料に含まれる経費

- ア 人件費 職員給料、職員諸手当、退職給付、法定福利費等
- イ 管理費（事務費） 福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、賃借料（通所リハビリテーション棟の賃借料を含む。）、修繕費（1件1,000万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下の修繕に限る。）、各種業務委託費等
- ウ 事業費 医薬品費、診療・療養等材料費、扶助費等

(3) 指定管理料に含まれない経費

次に掲げる経費については、原則として名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行しますので提案額に含めないでください。

- ア 原形を変ずる修繕及び模様替又は1件1,000万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える修繕
- イ 1件1,000万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える物品の更新、新規購入
- ウ 避難所の開設及び運営に伴う経費（通常管理業務において賄うことができるものを除く。）
- エ その他名古屋市と指定管理者との協議で定める事項

(4) 管理業務の使用料等

指定管理者は条例並びに施行細則に定める使用料等を徴収していただきます。平成27年度における具体的な使用料等の見込をお示してください。

- (5) 平成26年度の予算に基づく参考試算額（概算）及び平成22年度から平成24年度までの事業実績

52ページから56ページまでのとおりです。

- (6) 指定管理料の支払い

協定に基づき、指定管理者の請求により、月毎に口座振替によって支払います。なお、支払日及び金額内訳は、毎年度締結する年度協定により定めます。

22 付帯事業にかかる委託料

- (1) 付帯事業に必要な経費

指定管理者が平成27年度において付帯事業の実施に必要とする金額の提案を求めます。なお、委託料は、名古屋市と協議の上、毎年度締結する業務委託契約により定めるものとします。平成27年度における委託料の額は、原則として(5)の契約上限金額の範囲内で指定管理者の提案額を上限とし、「25 指定管理料等の変更・返還」の場合を除き、増額は認められません。

- (2) 委託料に含まれる経費

＜プラザ事業＞

ア 人件費 職員給料、職員諸手当、退職給付、法定福利費等

イ 管理費（事務費） 福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、賃借料（事業を実施する建物の賃借料を含む。）、共益費、修繕費（1件 250万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下の修繕に限る。）、各種業務委託費等

ウ 事業費 展示相談事業、介護実習・研修事業、情報収集提供事業、福祉用具改造・修理事業、リサイクル情報サービス、家族介護者教室、高齢者住宅改修相談事業に係る費用

＜西部リハビリ事業＞

ア 人件費 職員給料、職員賞与、退職給付、法定福利費等

イ 管理費（事務費） 福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗

品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、賃借料（事業を実施する建物の賃借料を含む。）、修繕費（1件 250万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下の修繕に限る。）、各種業務委託費等

ウ 事業費 医薬品費、診療・療養等材料費等

(3) 委託料に含まれない経費

次に掲げる経費については、原則として名古屋市は委託料として指定管理者に支払わずに、直接執行しますので提案額に含めないでください。

ア 1件 250万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える物品の更新、新規購入

イ その他名古屋市と指定管理者との協議で定める事項

(4) 付帯事業の収入

付帯事業の収入は、事業の運営（(2)の各事業の経費）に充てるものとします。指定管理者の収入として想定される項目は次のとおりです。

平成27年度における具体的な収入の見込をお示してください。

<プラザ事業>

ア 使用料

研修室使用料、テキスト代、自助具材料費等

イ その他収入

その他収入がある場合には、算定根拠と金額を計上してください。

<西部リハビリ事業>

ア 使用料

診療報酬、介護報酬等

なお、使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）等に規定する額とします。

イ 手数料

文書料

なお、文書料の額は3,500円以下で指定管理者が定める額とします。

ウ その他収入

その他収入がある場合には、算定根拠と金額を計上してください。

(5) 契約上限金額及び平成22年度から平成24年度までの事業実績

57ページから59ページまでのとおりです。

(6) 委託料の支払い

業務委託契約に基づき、指定管理者の請求により、月毎に口座振替によって支払います。なお、支払日及び金額内訳は、毎年度締結する業務委託契約により定めます。

23 精算

原則として、指定管理料及び委託料（以下「指定管理料等」という。）の精算は行いません。

24 管理業務及び付帯事業以外の事業に係る収入

事前に名古屋市の承認を得た上で、目的外使用の許可を受けて実施する管理業務及び付帯事業以外の事業に係る収入は、指定管理者の収入となります。

25 指定管理料等の変更・返還

名古屋市の定める仕様の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他の事由により、当初合意された指定管理料等を見直す必要があると認められる場合は、名古屋市と指定管理者との協議の上、指定管理料等を変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消等があった場合は、名古屋市は必要に応じて、指定管理料等の全部又は一部を返還させるものとします。また、予想し得ない事由で事業の中止等を行った場合に、指定管理料等の全部又は一部を返還させることがあります。

26 管理口座

管理業務及び付帯事業にかかる経費及び収入は、法人本体の口座とは別の口座で管理してください。

第6章 その他

27 引継業務

指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継業務を実施していただきます。また、次期指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行っていただきます。

なお、引継に要する経費は、指定管理者及び次期指定管理者においてそれぞれ負担するものとします。

28 管理運営状況の点検・評価

指定管理者には、名古屋市が別途指示する内容で、毎年度管理運営状況の点検・評価を行っていただきます。その内容をもとに、名古屋市は点検・評価を行い、評価結果について公表するとともに、次期指定管理者の選定にあたって評価結果を活用します。

29 監査

(1) 監査の実施

名古屋市の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められることがあります。

(2) 名古屋市監査委員等による監査

管理業務及び付帯事業に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

30 その他

(1) 名古屋市の免責事項

選定された指定管理者が名古屋市会において議決を得られなかった場合や、指定管理者の指定を受けた後、指定管理者の事情により指定期間開始日まで施設の管理ができなくなった場合においても、管理業務、付帯事業及びそ

の準備のために支出した費用等について、名古屋市は補償しません。この場合（名古屋市会において指定の議決を得られなかった場合を除く。）において名古屋市に損害が生じた場合には、指定管理者の指定を受けた法人が損害を賠償するものとします。

(2) 指定の取消し

指定管理者の指定を受けた法人が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、名古屋市は指定を取り消すことができるものとします。この場合において、指定管理者は、協定に定める額を違約金として納付するとともに、名古屋市に生じた損害を賠償するものとします。なお、指定が取り消された場合には、付帯事業にかかる業務委託契約も解消することとし、違約金や損害賠償については管理業務の取扱いに準じます。

(3) 法人格変更への対応

指定管理者の法人格が変更される場合、名古屋市は原則として指定を取り消します。

(4) 暴力団の施設利用における措置

名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」により、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会するものとします。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うものとします。

(5) 身更相との連携

指定管理者は管理業務の実施にあたり、身更相と十分な連携を図るとともに、センターと身更相の占有区域の変更等については、名古屋市と協議することとします。

(6) その他

協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、名古屋市と指定管理者は誠意をもって協議を行うものとします。

31 事務局

健康福祉局障害福祉部障害企画課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2587 ファックス番号 052-951-3999

電子メールアドレス a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

（電子メールにつきましては、電話等での送達照会をお勧めします。）

対応時間 日曜日、土曜日、休日を除く、午前 8時45分から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）

ただし、ファックス、電子メールに関しては常時受け付けます。

名古屋市総合リハビリテーションセンターの今後のあり方について



管理業務に関する職員配置の基準

職種	人数	備考
センター長	1名	法人の常勤職員 他職種との兼務可
副センター長	1名	名古屋市からの派遣職員（部長級相当）
○ 障害者支援施設（介助犬・聴導犬の相談・認定を含む）		
医師	1名以上	法人の常勤職員
看護師及び准看護師	2名以上	法人の常勤職員
理学療法士	1名以上	法人の常勤職員
作業療法士	1名以上	法人の常勤職員
生活支援員（※1）	12名以上	法人の常勤職員
就労支援員（※2）	6名以上	法人の常勤職員
視覚支援員（※3）	5名以上	法人の常勤職員
臨床心理士	1名以上	法人の常勤職員
調理員	4名以上	法人の常勤職員
ソーシャルワーカー	2名以上	法人の常勤職員

職種	人数	備考
(続き) 事務員	3名以上	法人の常勤職員
その他	管理運営に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。
○ 附属病院（高次脳機能障害支援、リハビリテーションに関する調査、研究等 を含む）		
医師	12名以上	法人の常勤職員 名古屋市からの派遣職員 4名 （課長級相当）を含む 《専門分野》 リハビリテーション科、神 経内科、循環器内科、放射 線科
看護師及び准看護師	56名以上	法人の常勤職員 名古屋市からの派遣職員 1名 （係長級相当）を含む
薬剤師	2名以上	法人の常勤職員
理学療法士	17名以上	法人の常勤職員
作業療法士	15名以上	法人の常勤職員
言語聴覚士	7名以上	法人の常勤職員

職種	人数	備考
(続き)		
臨床心理士	3名以上	法人の常勤職員
診療放射線技師	4名以上	法人の常勤職員
臨床検査技師	3名以上	法人の常勤職員
放射線工学技師 (※4)	2名以上	法人の常勤職員
医療化学技師 (※5)	1名以上	法人の常勤職員
リハビリテーション工学技師 (※6)	1名以上	法人の常勤職員
ソーシャルワーカー	2名以上	法人の常勤職員
管理栄養士	1名以上	法人の常勤職員
調理員	1名以上	法人の常勤職員
事務員	5名以上	法人の常勤職員
その他	管理運営に必要 とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。
○ 介護保険サービス		
医師	1名以上	法人の常勤職員

職種	人数	備考
(続き)		
理学療法士	2名以上	法人の常勤職員
作業療法士	1名以上	法人の常勤職員
ソーシャルワーカー	2名以上	法人の常勤職員
事務員	1名以上	法人の常勤職員
その他	管理運営に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。
○ 補装具製作施設		
リハビリテーション工学技師 (※6)	1名以上	法人の常勤職員
義肢装具士	1名以上	法人の常勤職員
その他	管理運営に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。
○ 地域リハビリテーション		
理学療法士、又は作業療法士	2名以上	法人の常勤職員
ソーシャルワーカー	2名以上	法人の常勤職員

職種	人数	備考
(続き) その他	管理運営に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。
○ 身体障害者福祉センター（福祉スポーツセンター、高齢者スポーツ、センターの管理部門）		
管理部門の責任者	1名	名古屋市からの派遣職員（課 長級相当）
体育指導員（※7）	2名以上	法人の常勤職員
保健師	1名以上	法人の常勤職員
事務員	7名以上	法人の常勤職員
その他	管理運営に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。

付帯事業に関する職員配置の基準

○ プラザ事業

職種	人数	備考
施設長	1名	法人の常勤職員 他職種との兼務可
理学療法士、又は作業療法士	1名以上	法人の常勤職員
リハビリテーション工学技師 (※6)	1名以上	法人の常勤職員
ソーシャルワーカー	1名以上	法人の常勤職員
事務員	1名以上	法人の常勤職員
その他	事業実施に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。

○ 西部リハビリ事業

職種	人数	備考
施設長	1名	法人の常勤職員 他職種との兼務可
医師	1名以上	法人の常勤職員（嘱託職員も可とする。）
理学療法士	2名以上	法人の常勤職員
作業療法士	2名以上	法人の常勤職員
その他	事業実施に必要な とする数	法人の常勤職員 人員配置を必要とする場合、 その職種、人数及び職務の内容 を明示してください。

＜職種の補足説明＞

※1 生活支援員

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び施設入所支援を専門的に実施できる者とし、サービス管理責任者研修（地域生活（身体））を修了している者及びサービス管理責任者研修（地域生活（知的・精神））を修了している者を各 1名以上含むこと。

また、実施する事業内容に応じ、社会福祉士の資格を有する者を配置する等、利用者にとってより効果的なリハビリテーションが受けられるよう配慮すること。

※2 就労支援員

就労移行支援を専門的に実施できる者とし、サービス管理責任者研修（就労）を修了している者を 1名以上含むこと。

また、実施する事業内容に応じ、社会福祉士の資格を有する者や第 1号ジョブコーチの資格を有する者を配置する等、利用者にとってより効果的なリハビリテーションが受けられるよう配慮すること。

※3 視覚支援員

視覚障害者への訓練を専門的に実施できる者とし、サービス管理責任者研修（地域生活（身体））を修了している者及び視覚障害生活訓練等指導者養成課程を修了した者を各 1名以上含むこと。

また、実施する事業内容に応じ、視覚障害当事者で視覚障害リハビリテーション訓練・相談支援を行える者を配置する等、利用者にとってより効果的なリハビリテーションが受けられるよう配慮すること。

※4 放射線工学技師

第 1種放射線取扱主任者の資格を有する者。

放射性同位体標識化合物の合成を行うことができる者。

※5 医療化学技師

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）において化学関係の学部を卒業し、検体検査業務における検体分析を行うことができる者。

※6 リハビリテーション工学技師

大学等において工学関係の学部を卒業し、各種診療データ等の定量的・客観的解析や福祉用具（訓練機器、コミュニケーション機器、介護ロボット等を含む。）の製作・評価・研究等を行うことができる者。

※7 体育指導員

障害者や高齢者に対するスポーツ指導を適正に実施できる者で、大学等において体育関係の学部を卒業した者、あるいは公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員の初級以上の資格を有する者、あるいは3年以上のスポーツ指導実績を有する者。

名古屋市と指定管理者の責任分担の基本的な考え方

項 目	内 容	責任分担	
		名古屋 市	指 定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・ 延期	名古屋市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・執行など（名古屋市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書、仕様書及び契約書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の 管理	名古屋市の責めに帰すべき事由による損傷	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による損傷		○
	名古屋市または指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ原形を変ずる修繕及び模様替又は 1件1,000万円（付帯事業の場合、1件 250万円。消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える修繕が必要となるもの	※	

項 目	内 容	責任分担	
		名古屋 市	指 定 管理者
施設・設備の 管理（続き）	名古屋市または指定管理者の責めに帰さない 事由によるもので、かつ 1件1,000万円（付帯 事業の場合、 1件 250万円。消費税額及び地 方消費税額を含む。）以下の修繕が必要となる もの		○
物品の管理	名古屋市の責めに帰すべき事由による損傷	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による損傷		○
	名古屋市または指定管理者の責めに帰さない 事由によるもので、かつ 1件1,000万円（付帯 事業の場合、 1件 250万円。消費税額及び地 方消費税額を含む。）を超える更新、新規購入	※	
	名古屋市または指定管理者の責めに帰さない 事由によるもので、かつ 1件1,000万円（付帯 事業の場合、 1件 250万円。消費税額及び地 方消費税額を含む。）以下の更新、新規購入		○
施設利用者へ の損害	名古屋市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
周辺住民等へ の損害	名古屋市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
不可抗力への 対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延 期する場合	協議事項	
債務不履行	名古屋市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行があ る場合		○
事業終了時の 費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○

項 目	内 容	責任分担	
		名古屋 市	指 定 管理者
業務引継ぎの 費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

※ 事前に指定管理者と名古屋市で協議を行い、名古屋市の予算の定めるところにより名古屋市の負担で実施することとします。ただし、指定管理者が、事前に名古屋市の承認を得て、自らの負担で実施することは可能とします。

名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理者評価基準

大項目 (選定基準)	小項目	評価の視点	審査書類	評点	
事業計画書に沿った 管理を安定して行う 物的及び人的能力を 有していること (30点)	将来にわたる安定した運営基 盤を有すること (15点)	・ 財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか。	書類番号 2	15/12/9/6/3/0	
		・ 経営の透明性、効率性が確保され、安定的な管理体制を維持できる状況となっているか。			
	管理運営の実績及び能力があ ること (15点)	・ リハビリテーションを総合的に実施する施設（障害者支援施設、病院などの複合施設）の運 営実績や障害者の受入れ実績があるか。	書類番号 3	15/12/9/6/3/0	
		・ 管理運営するための能力・ノウハウがあるか。			
施設の設置目的を最 も効果的に達成する こと (135点)	施設の設置目的を理解し、明 確な運営方針を持っているこ と (10点)	・ 施設運営の基本理念は確立されているか。	書類番号 4- 1	10/8/6/4/2/0	
		・ 施設の設置目的を十分反映した運営方針であり、プライバシーへの配慮等利用者側の視点を 持っているか。			
		・ 利用者処遇の方針は、利用者の特性や意向等の反映を前提としているか。			
	人員の配置が適切であること (10点)	・ 配置基準を満たしているか、また十分な知識・経験を有する人材を配置しているか。	書類番号 4- 2	10/8/6/4/2/0	
		・ 安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか。			
		・ 職員研修等、職務に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか。			
	管理業務				
	利用者に応じたリハビリテ ーションの具体的な提案が されていること (35点)	・ 利用者に提供するリハビリテーションは、施設の設置目的（総合性・専門性・一貫性）を効 果的に達成するものとなっているか。	書類番号 4- 3- 1	35/28/21/14/7/0	
		・ 障害者支援施設を効果的に運営するための提案がされているか。			
		・ 附属病院を効果的に運営するための提案がされているか。			
		・ 介護保険サービスを効果的に実施するための提案がされているか。			
		・ 補装具製作施設を効果的に運営するための提案がされているか。			
		・ 高次脳機能障害支援を効果的に実施するための提案がされているか。			
		・ 福祉スポーツセンターを効果的に運営するための提案がされているか。			
利用者数増加及びサービス 向上のための提案がされて いること (15点)	・ 利用者数増加の具体的な提案がされているか。	書類番号 4- 4- 1	15/12/9/6/3/0		
	・ 利用者満足度の向上のための方策がとられているか。				

大項目 (選定基準)	小項目	評価の視点	審査書類	評点	
施設の設置目的を最も効果的に達成すること（続き）	リハビリテーションにおける中核施設としての役割についての提案がされていること (15点)	・ 地域との交流や連携等を図るために具体的な計画はされているか。	書類番号 4- 5	15/12/9/6/3/0	
		・ 障害者のリハビリテーションに関する調査・研究等に関する具体的な提案がされているか。			
		・ 関係機関との調整・連携を円滑に行うための方策がとられているか。			
	付帯事業（プラザ事業）				
	事業を最も効果的に達成する提案がされていること (10点)	・ 福祉用具の展示・相談を効果的に実施するための提案がされているか。	書類番号 4- 3- 2	10/8/6/4/2/0	
		・ 介護実習・研修会等の開催計画は充実したものとなっているか。			
		・ 情報の収集及び提供を効果的に実施するための提案がされているか。			
	利用促進及びサービス向上のための提案がされていること (10点)	・ 利用促進を図るための効果的な提案がされているか。	書類番号 4- 4- 2	10/8/6/4/2/0	
		・ 利用者サービス向上のための取り組みについて具体的な提案がされているか。その手段・方法は適切なものとなっているか。			
	付帯事業（西部リハビリ事業）				
	利用者に適切なリハビリテーションを提供するための提案がされていること (10点)	・ 利用者に提供するリハビリテーションは、事業目的を効果的に達成するものとなっているか。	書類番号 4- 3- 3	10/8/6/4/2/0	
		・ 関係機関との調整・連絡を円滑に行うための方策がとられているか。			
	利用者数増加及びサービス向上のための提案がされていること (10点)	・ 利用者数増加の具体的な提案がされているか。	書類番号 4- 4- 3	10/8/6/4/2/0	
		・ 利用者サービス向上のための取り組みについて具体的な提案がされているか。その手段・方法は適切なものとなっているか。			
	施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (10点)	・ 適切な施設保守管理及び会計管理の体制がとられているか。	書類番号 4- 6	10/8/6/4/2/0	
		・ 適切な安全管理体制及び非常災害対策がとられているか。			
		・ 感染症、食中毒及びまん延防止のための措置は適切か。			
		・ 適切な情報管理の体制がとられているか。			
		・ 適切な苦情処理の体制がとられているか。			

大項目 (選定基準)	小項目	評価の視点	審査書類	評点
市民の平等利用が確保されること (1 0 点)		・ 正当な理由がなく、市民の利用を拒んだり、またその利用について差別的取扱いをしないか。	書類番号 4- 6	10/8/6/4/2/0
管理経費の縮減が図られること (1 5 点)		・ 経費縮減策は具体的で適切に示されているか。	書類番号 5	15/12/9/6/3/0
		・ 経費の積算は適切になされているか。		
		・ 費用対効果について十分に考えられているか。		
指定管理者としての総合的な評価 (1 0 点)		・ 事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか。	全般	10/8/6/4/2/0
		・ 提案全体としてのバランスがとれているか。		
		・ 施設を一体的に管理し、各事業を行うことができる提案となっているか。		
合 計 (2 0 0 点)				

応募書類一覧表

書類 番号	書類名	様式等
1 指定申請書		
1- 1	指定申請書	[施行細則別記様式] ※ 申請書に使用する印鑑は、書類番号 2- 6「印鑑証明書」と対応するものとしてください。
2 応募者にかかる書類		
2- 1	誓約書	[様式第 2- 1] ※ 印鑑は、書類番号 2- 6「印鑑証明書」と対応するものとしてください。
2- 2	代表者の履歴	[任意様式] ※ 代表者の押印や写真の貼付は必要ありません。
2- 3	役員名簿	[任意様式] ※ 法人役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載してください。
2- 4	定款又は寄付行為	※ 最新のもの
2- 5	登記事項全部証明書	※ 申請日前 3か月以内に発行されたもの
2- 6	印鑑証明書	※ 申請日前 3か月以内に発行されたもの
2- 7	納税証明書等	※ 平成26年 1月 1日以降に発行された直近 2か 年分の原本（滞納がない旨の証明でも可） ① 法人税又は所得税 ② 法人市町村税又は市町村民税 ③ 固定資産税 ④ 消費税及び地方消費税 ※ 課税されていない場合は、その旨を記載した 申立書（任意様式）

書類 番号	書類名	様式等
2- 8	財務諸表	[任意様式] ※ 直近 2か年分の財務諸表（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録）
2- 9	法人調書	[様式第 2- 2]
2-10	経理規程	※ 最新のもの
2-11	法人の沿革や事業内容がわかるもの	※ 対外的に発行しているパンフレット等（未作成の場合は任意様式）
3 事業実績にかかる書類		
3- 1	リハビリテーションを総合的に実施する施設の運営実績	[様式第 3- 1] ※ 主として直近 2か年分のリハビリテーションを総合的に実施する施設（障害者支援施設、病院などの複合施設）の運営実績を記入してください。
3- 2	管理運営の能力・ノウハウ	[様式第 3- 2] ※ 書類番号 3- 1のほか、施設の管理運営に資する能力・ノウハウ等について記入してください。
4 事業計画書		
4- 1	施設運営の基本方針	[様式第 4- 1] ※ センターの管理運営、事業運営にかかる基本的な考え方等を記入してください。
4- 2	職員配置及び人材の確保・育成計画	[様式第 4- 2] ※ 職員配置及び人材確保の考え方等について記入してください。
4- 3 - 1	リハビリテーションの実施計画（センター）	[様式第 4- 3- 1] ※ 利用者に応じたリハビリテーションを実施するための各施設・事業の考え方について記入して下さい。

書類 番号	書類名	様式等
4- 3 - 2	事業の実施計画（プ ラザ事業）	[様式第 4- 3- 2] ※ 福祉用具の展示・相談、研修会等、情報の収 集・提供の考え方について記入してください。
4- 3 - 3	事業の実施計画（西 部リハビリ事業）	[様式第 4- 3- 3] ※ 利用者へのサービス提供、関係機関との連携 などの考え方について記入してください。
4- 4 - 1	利用者数増加及びサ ービス向上策（セン ター）	[様式第 4- 4- 1] ※ 利用者数増加を図るための考え方やサービス 向上の取組みについて記入してください。
4- 4 - 2	利用促進及びサービ ス向上策（プラザ事 業）	[様式第 4- 4- 2] ※ 施設の利用促進のための考え方やサービス向 上の取組みについて記入してください。
4- 4 - 3	利用者数増加及びサ ービス向上策（西部 リハビリ事業）	[様式第 4- 4- 3] ※ 利用者数増加を図るための考え方やサービス 向上の取組みについて記入してください。
4- 5	リハビリテーション の中核施設としての 運営方針	[様式第 4- 5] ※ 地域との交流、調査・研究、関係機関との連 携などの考え方について記入してください。
4- 6	施設管理の実施計画	[様式第 4- 6] ※ 施設の保守、会計管理、安全管理、情報管理 及び苦情処理の考え方等について記入してくだ さい。
5 収支予算書（経費積算書）		
5- 1 - 1	経費積算書〔センタ ー〕（10年間計）	[様式第 5- 1- 1] ※ 各年度の総括表
5- 1 - 2	収支予算書〔センタ ー〕（平成27年度）	[様式第 5- 1- 2] ※ 平成27年度の収支予算書

書類 番号	書類名	様式等
5- 1 - 3	経費積算書〔センター〕（平成28年度～平成36年度）	〔様式第 5- 1- 3〕 ※ 平成28年度から平成36年度までの経費積算書
5- 2	収支予算書〔プラザ事業〕（平成27年度）	〔様式第 5- 2〕 ※ 平成27年度の収支予算書
5- 3	収支予算書〔西部リハビリ事業〕（平成27年度）	〔様式第 5- 3〕 ※ 平成27年度の収支予算書
6 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料		
6- 1	代表者名簿	〔様式第 6〕 ※ 法人の代表者及び施設の管理責任者について記載してください。

参 考

【センター】

平成26年度の予算に基づく参考試算額（概算）

名古屋市の予算額を基礎としています。

<指定管理料>

区 分	金 額（千円）
障害者支援施設	476,766
人件費	310,648
管理費（事務費）	123,215
事業費	42,903
附属病院（高次脳機能障害支援、リハビリテーションに関する調査、研究等を含む）	2,026,243
人件費	1,222,962
管理費（事務費）	509,400
事業費	293,881
介護保険サービス	144,512
人件費	67,428
管理費（事務費）	75,500
事業費	1,584
補装具製作施設	20,723
人件費	17,150
管理費（事務費）	3,573
事業費	0
地域リハビリテーション	40,167
人件費	29,598
管理費（事務費）	10,569
事業費	0

区 分	金 額（千円）
介助犬・聴導犬の相談・認定	516
人件費	0
管理費（事務費）	0
事業費	516
身体障害者福祉センター（福祉スポーツセンター、センターの管理部門）	163,757
人件費	106,712
管理費（事務費）	57,045
事業費	0
高齢者スポーツ	4,278
人件費	0
管理費（事務費）	0
事業費	4,278
計	2,876,962
人件費	1,754,498
管理費（事務費）	779,302
事業費	343,162

<使用料等>

区 分	金 額（千円）
診療収入	1,199,686
福祉スポーツセンター使用料	1,641
食費等収入	22,450
介護収入	140,594
自立支援収入	184,641
その他	474
計	1,549,486

平成22年度から平成24年度までの事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
障害者支援施設			
平均在籍期間 (施設入所支援、自立訓練(機能訓練)(視覚を除く)及び自立訓練(生活訓練)の平均)	6.7月	8.0月	8.8月
施設入所支援			
利用者数	111人	94人	94人
一日平均入所者数	43.9人	36.9人	40.9人
自立訓練(機能訓練)(視覚障害者への訓練を除く)			
訓練者数	84人	77人	77人
一日平均訓練者数	35.5人	29.9人	35.9人
自立訓練(機能訓練)(視覚障害者への訓練のみ)			
訓練者数	47人	50人	57人
一日平均訓練者数	8.2人	7.8人	8.5人
平均訓練期間	11.4月	14.3月	14.7月
自立訓練(生活訓練)			
訓練者数	30人	37人	43人
一日平均訓練者数	10.6人	8.7人	16.5人
就労移行支援			
支援者数	122人	106人	106人
一日平均支援者数	34.7人	34.4人	34.6人
平均支援期間	7.4月	8.2月	8.3月

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
附属病院			
延外来診療件数	54,200件	53,895件	52,937件
一日平均外来診療件数	223.0件	220.9件	217.0件
病床利用率	87.8%	85.5%	88.5%
延入院患者数	25,629人	25,039人	25,841人
一日平均入院患者数	70.2人	68.4人	70.8人
手術件数	61件	81件	97件
訓練実施件数	58,693件	57,832件	57,923件
検査実施件数	17,543件	22,600件	22,187件
画像診断件数	8,073件	7,915件	7,480件
処方箋・調剤件数	46,454件	45,821件	44,580件
介護保険サービス			
通所リハビリ利用回数	13,683回	16,416回	16,568回
訪問リハビリ利用回数	1,028回	1,247回	1,541回
居宅介護支援利用回数	528回	624回	623回
補装具製作施設			
利用件数	2,214件	1,908件	1,936件
高次脳機能障害支援			
受診者数	415人	402人	396人
マネジメント延件数	1,982件	2,133件	2,325件
地域リハビリテーション			
訪問指導	436件	417件	424件
介助犬・聴導犬の相談・認定			
相談	13件	13件	5件
認定	3件	4件	3件

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
福祉スポーツセンター			
利用者数	48,877人	49,582人	52,661人
開館日数	358日	359日	358日
高齢者スポーツ利用者数			
シルバーフィットネス	103人	103人	105人
高齢者スポーツ教室	811人	837人	831人
その他			
ケースワーク件数	1,524件	1,389件	1,386件
食事提供数	108,148食	100,023食	107,729食

参 考

【プラザ事業】

契約上限金額

名古屋市の平成26年度予算額を基礎とし、合計（支出－収入）額について上限金額を定めるものです。

区 分	金 額（千円）
収入	816
支出	135,792
人件費	36,252
管理費（事務費）	64,492
建物賃借料	42,349
建物共益費	11,122
他	11,021
事業費	35,048
展示相談	7,924
介護実習・研修	612
情報収集提供	985
福祉用具改造・修理	223
リサイクル情報サービス	4,108
家族介護者教室	14,906
高齢者住宅改修相談	6,290
合計（支出－収入）	134,976

平成22年度から平成24年度までの事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
福祉用具展示数	1,012点	1,053点	941点
開館日数	294日	295日	294日
来館者数	36,315人	43,667人	46,559人
相談件数	10,596件	12,223件	12,701件
介護実習・研修等実施回数	220回	156回	127回
介護実習・研修等参加者数	5,984人	5,200人	5,191人
製作・改造等実施件数	140件	148件	120件
リサイクル情報件数	223件	227件	186件
家族介護者教室実施回数	220回	156回	127回
家族介護者教室参加者数	5,191人	3,793人	4,205人
高齢者住宅改修相談件数	105件	126件	109件

参 考

【西部リハビリ事業】

契約上限金額

名古屋市の平成26年度予算額を基礎とし、合計（支出－収入）額について上限金額を定めるものです。

区 分	金 額（千円）
合計（支出－収入）	0

（平成24年度決算額）

区 分	金 額（千円）
収入	57,150
支出	57,126
人件費	30,998
管理費（事務費）	25,474
事業費	654

平成22年度から平成24年度までの事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
診療件数	3,224件	3,252件	3,067件
訓練実施数	9,284単位	8,655単位	8,594単位
通所リハビリ利用回数	6,256回	5,795回	5,594回
訪問リハビリ利用回数	19回	196回	283回
居宅介護支援利用回数	280回	252回	259回

【別記様式 1】

名古屋市総合リハビリテーションセンター
現地説明会参加申込書

年 月 日

名古屋市総合リハビリテーションセンターの現地説明会に参加を希望します。

法人名	(フリガナ)
連絡先	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス
担当者名	(フリガナ)

- ・ 申込締切 平成26年 5月16日（金）午後 5時30分まで
- ・ 提出方法 郵送（必着）、ファックス又は電子メールによること。
- ・ 参加人数 1法人につき 5名以内

【別記様式 2】

名古屋市総合リハビリテーションセンター
指定管理者応募にかかる質問書

- ・受付期間 平成26年 5月22日（木）から 6月 5日（木）午後 5時30分まで
- ・提出方法 郵送（必着）、ファックス又は電子メールによること。
- ・質問に対する回答は、原則として、現地説明会に参加した全法人に郵送、ファックス又は電子メールで行います。
- ・質問の内容によっては回答までに一定期間を要する場合があります。